

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年三月三十一日

政令第七十二号

予防接種法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第二号中「三万四千円」を「三万四千三百円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第四号中「三万四千円」を「三万四千三百円」に改め、同条第二項中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百十九万七千六百円」を「百二十万六千円」に改め、同号ロ中「九十五万七千六百円」を「九十六万六千円」に改め、同項第二号イ中「百五十三万九千六百円」を「百五十五万四千円」に改め、同号ロ中「百二十三万二千円」を「百二十四万二千円」に改め、同条第四項中「八十三万六千五百円」を「八十三万九千五百円」に、「五十五万七千七百円」を「五十五万九千七百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百八十三万四百円」を「三百八十五万九千二百円」に改め、同号ロ中「三百六万四千八百円」を「三百八万七千六百円」に改め、同号ハ中「二百二十九万八千円」を「二百三十一万四千八百円」に改め、同項第二号イ中「四百九十二万四千八百円」を「四百九十六万二千円」に改め、同号ロ中「三百九十三万九千六百円」を「三百九十六万九千六百円」に改め、同号ハ中「二百九十五万四千四百円」を「二百九十七万六千円」に改め、同条第四項中「八十三万六千五百円」を「八十三万九千五百円」に、「五十五万七千七百円」を「五十五万九千七百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百五十万円」を「三千三百八十万円」に改め、同号ロ中「二千五百十万円」を「二千五百三十万円」に改め、同項第二号中「四千三百十万円」を「四千三百四十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十三万六千円」を「二百七十五万六千四百円」に改め、同項第二号中「二百八十八万八千円」を「二百二十万五千六百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百三十九万二千八百円」を「二百四十一万八千八百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百七十七万八千四百円」を「七百二十三万二千四百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十八年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

3 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千三百十万円」を「四千三百四十万円」に改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎